

白山市債権管理委員会について



白山市



白山市総務部納税課

①目的

市債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定め、市債権の管理の適正を図り、健全な行財政運営に資する。

②市長の責務

法令等の定めるところにより、市債権を適正に管理しなければならない。

市債権の管理に関する状況を的確に把握するとともに、市債権の管理に関する体制及び事務の処理手続きを整備する。

③台帳の整備

市債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備する。

④督促、滞納処分、強制執行等

市債権が履行期限までに履行されなかった場合、督促、滞納処分、強制執行等を行わなければならない。

⑤債権の放棄

非強制徴収債権について、条例に定める要件に該当するときは、その権利を放棄することができる。

2 債権管理委員会について

3

①設置の目的等

ア 「条例施行規則」において、市の債権の適正な管理を推進するため、「白山市債権管理委員会」を設置。

イ 債権管理委員会設置要綱

①目的：庁内の連携、情報の共有等を通じ市債権の適正な管理を推進することにより、負担の公平性及び収入の確保を図る。

②所掌事務

- ・ 債権の管理の総括
- ・ 債権の基本的な管理方針の策定
- ・ 債権の管理に関する事務の適正な執行体制の整備
- ・ 非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）の放棄の適否に関する協議

②委員会の内容

年1回程度幹事会（担当者レベル）を開催し、関係各課の滞納額及び滞納整理の状況等について情報を共有している。

また、委員会（課長）は、「収納向上対策実施計画」の改定等重要な事項の制度改正等を行う際を開催している。

○関係課・・・納税課、行政経営室、生活支援課、長寿介護課、こども子育て課、保険年金課、建築住宅課、企業総務課、鶴来上下水道センター

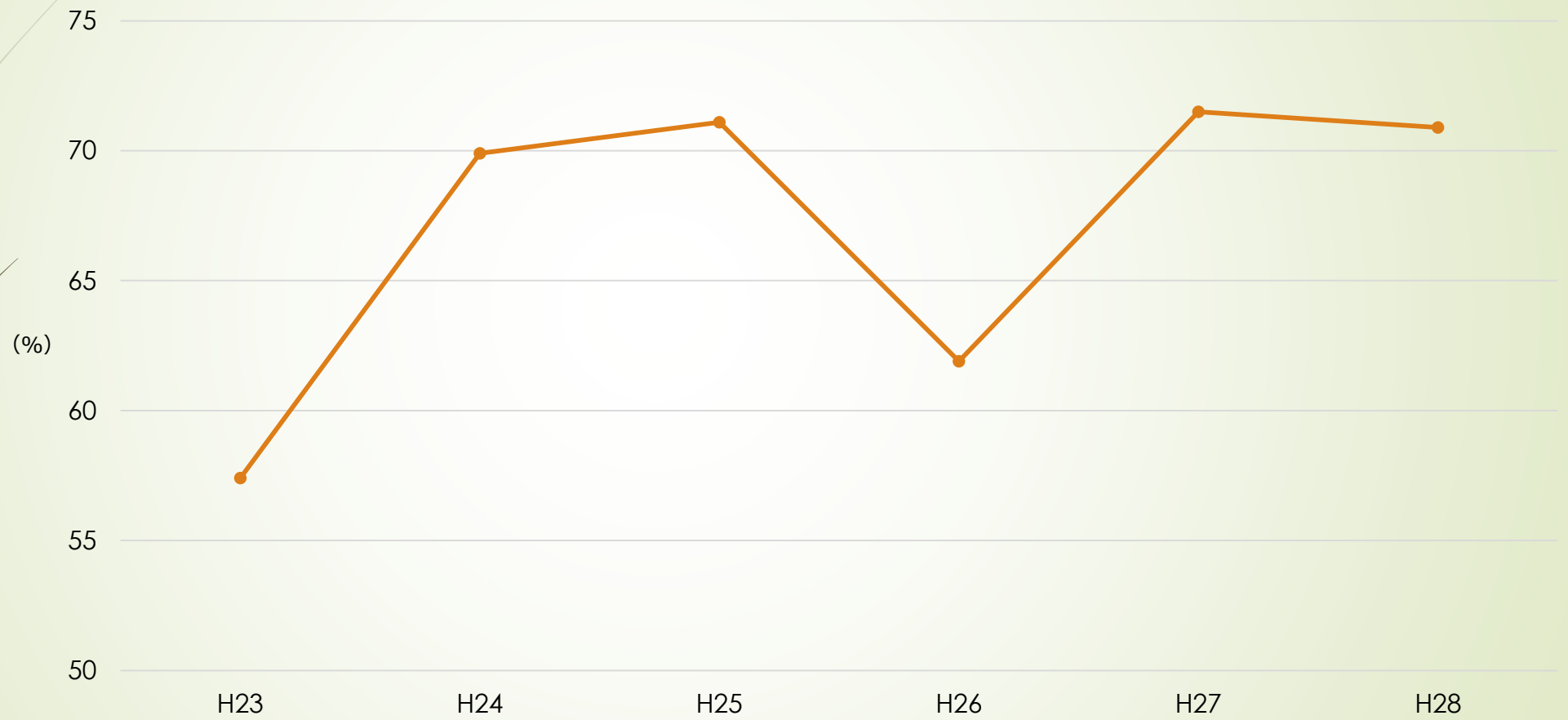
③成果

ア 債権管理マニュアルの作成。

イ 納税課が預貯金の差押えを行う際の関係課への連絡の実施。

ウ 滞納処分の研修会の開催。

収納率の推移（税を除く）



④課題

- ア 滞納処分に係るノウハウの継承
- イ 差押え、交付要求件数の伸び悩み



- ウ 収納率向上に繋がっていない

⑤今後の取組

- ア 担当者が替わっても滞納処分が行えるようノウハウの継承を図る取組を行う。
- イ 自力執行権のない債権の滞納整理について、悪質な滞納者に対しては、支払督促等や民事訴訟を視野に入れた対応を検討していく必要がある。